

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成 9 年 1 2 月町田市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条」を「第 3 条の 2」に、「補則」を「雑則」に、「第 5 0 条」を「第 5 3 条」に改める。

第 1 章中第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（整備基準）

第 3 条の 2 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、市営住宅等の整備に関する基準は、市規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第 5 条第 2 項中「町田市規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号ア中「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「2 1 4 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「2 1 4 , 0 0 0 円（当該災害が発生した日から 3 年を経過した日後は、1 5 8 , 0 0 0 円）」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「1 5 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項中「令第 6 条第 1 項に規定する金額」を「2 1 4 , 0 0 0 円」に改める。

第 7 条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号イ」を「第 6 条第 1 項第 3 号イ」に改め、「なお」を削る。

第 2 1 条第 1 項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 2 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

「第 4 章 補則」を「第 4 章 雑則」に改める。

第 4 7 条第 1 項並びに第 5 1 条第 1 項及び第 2 項中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅等」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則(第 1 条—<u>第 3 条の 2</u>) 略 第 4 章 <u>雑則</u>(第 47 条—<u>第 53 条</u>) 略 (整備基準) <u>第 3 条の 2 市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)</u>は、<u>その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。</u> <u>2 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。</u> <u>3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u> <u>4 前 3 項に定めるもののほか、市営住宅等の整備に関する基準は、市規則(以下「規則」という。)</u>で定めるところによる。 (使用申込み) 第 5 条 略 2 前項の公募の方法及び手続は、<u>規則</u>で定める。 (使用者の資格) 第 6 条 市営住宅を使用することができる者(第 5 号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。))を含む。))は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (1)・(2) 略	目次 第 1 章 総則(第 1 条—<u>第 3 条</u>) 略 第 4 章 <u>補則</u>(第 47 条—<u>第 50 条</u>) 略 (使用申込み) 第 5 条 略 2 前項の公募の方法及び手続は、<u>町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定める。 (使用者の資格) 第 6 条 市営住宅を使用することができる者(第 5 号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。))を含む。))は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (1)・(2) 略

改正後	改正前
(3) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者又は同居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次の(ア)から(ク)までに掲げる者がある場合 <u>214,000 円</u> (ア)～(ク) 略 イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000 円(当該災害が発生した日から 3 年を経過した日後は、158,000 円)</u> ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000 円</u> (4)・(5) 略 2～4 略 (マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項) 第 6 条の 2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)第 118 条第 1 項第 2 号イに規定する条例で定める金額は、<u>214,000 円</u>とする。 2 略 (使用者の資格の特例) 第 7 条 略 2 略	(3) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 使用者又は同居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次の(ア)から(ク)までに掲げる者がある場合 <u>令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</u> (ア)～(ク) 略 イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額</u> ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額</u> (4)・(5) 略 2～4 略 (マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項) 第 6 条の 2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)第 118 条第 1 項第 2 号イに規定する条例で定める金額は、<u>令第 6 条第 1 項に規定する金額</u>とする。 2 略 (使用者の資格の特例) 第 7 条 略 2 略

改正後	改正前
3 第6条第1項第3号イに掲げる市営住宅の利用者は、同項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (使用者の保管義務) 第21条 利用者又は同居者は、当該市営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 利用者又は同居者の責めに帰すべき理由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者はこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (住宅の返還) 第22条 略 2 前項の場合において、第20条第2号又は第4号に規定する工作物があるときは、使用者は、自己の費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。<u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 第4章 雑則 (市営住宅監理員等) 第47条 市長は、法第33条の規定に従い市営住宅等の管理に関する事務を行わせるため、市営住宅監理員(以下「監理員」という。)を置く。 2 略 (管理の特例) 第51条 市長は、法第47条第1項の規定により、<u>市営住宅等</u>の管理を東京都住宅供給公	3 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の利用者は、同項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、<u>なお</u>当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (使用者の保管義務) 第21条 利用者又は同居者は、当該市営住宅<u>及び共同施設</u>の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 利用者又は同居者の責めに帰すべき理由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者はこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 (住宅の返還) 第22条 略 2 前項の場合において、第20条第2号又は第4号に規定する工作物があるときは、使用者は、自己の費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。 第4章 補則 (市営住宅監理員等) 第47条 市長は、法第33条の規定に従い市営住宅<u>及び共同施設</u>の管理に関する事務を行わせるため、市営住宅監理員(以下「監理員」という。)を置く。 2 略 (管理の特例) 第51条 市長は、法第47条第1項の規定により、<u>市営住宅及び共同施設</u>の管理を東京都

町田市営住宅条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
社に行わせることができる。 2 市長は、前項の規定により<u>市営住宅等</u>の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を東京都住宅供給公社に行わせることができる。 (1)～(25) 略 3 略	住宅供給公社に行わせることができる。 2 市長は、前項の規定により<u>市営住宅及び共同施設</u>の管理を行わせる場合においては、次に掲げる業務を東京都住宅供給公社に行わせることができる。 (1)～(25) 略 3 略